

目次

はじめに	2
提言の要旨	3
第1章 現状分析	4
1 マイナンバー制度とは	
2 マイナンバー制度の認知度	
(1) 国が行ったアンケート調査	
(2) 自治大学校第2部課程第170期生へのアンケート調査	
3 住民基本台帳カード（住基カード）の状況	
(1) 自治大学校第2部課程第170期生へのアンケート調査	
(2) 住基カードを多目的に利用している主な市の状況	
第2章 課題	7
1 市町村から住民への積極的な働きかけ	
2 個人番号カードを利用してもらえそうな仕組みづくり	
第3章 提言	9
1 (1) 制度普及のための市町村の体制づくり	
(2) わかりやすい周知方法の構築	
2 地域の特性に応じた独自施策の構築	
おわりに	16

はじめに

近年、行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化してきている。

今後、より一層厳しくなる財政運営の中で、ますます多様化・高度化するであろう住民ニーズに対応していくためには、行政サービスの提供の視点を「量」から「質」へシフトさせることが必要である。

住民の視点でみると、行政への手続きは、各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃えなければならない状態であり、とても面倒なものとなっている。

また、行政機関・地方公共団体等における情報の連携が不足していることなどから、本来、住民サービスである給付を受けることができるにもかかわらず未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいるという疑いもぬぐいきれない状況にある。

住民にとっては、国・都道府県・市区町村の違いはなく、行政としての責務である手続きと住民サービスを適正に行うことこそが重要である。

現在、行政では「霞が関WAN（国の機関を相互接続しているネットワーク）」と「LGWAN（総合行政ネットワーク：地方自治体を相互接続しているネットワーク）」が整備されており、国と地方公共団体との間では、インターネットを介さないで情報交換できるネットワークが構築されているところである。

提言の要旨

現状分析

「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月から住民へ個人番号カードが交付される。この制度は、国や都道府県、市町村、日本年金機構などさまざまな機関が保有する個人の情報を、それが同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるものである。

市町村は番号制度実施のため速やかに準備を行い、住民に周知をしていかなければならないが、多くの市町村でその事務が進んでいない。また、この番号制度について、住民にはまだまだ周知されていないという現状である。



課題

- ・市町村から住民への積極的な働きかけが必要である
- ・個人番号カードを利用してもらえるような仕組みづくりが必要である



提言①

- ・制度普及のための市町村の体制づくり
- ・わかりやすい周知方法の構築

提言②

地域の特性に応じた独自施策の構築